

# インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル実施要領

この実施要領は、インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、受注者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

## 1 業務の概要

### (1) 業務の名称

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務

### (2) 業務の目的

インターネット上の差別行為や誹謗中傷の防止を図るために、インターネットリテラシー向上に資する啓発CMを作成し、インターネット上で広報を実施する。事業の実施にあたっては、受注者（民間事業者）の持つノウハウや幅広い知識、経験、専門性を活用して効果的な啓発とする。

### (3) 業務の内容

別添「インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする

### (4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

### (5) 予算額

金1,900,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

### (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 法人格を有していること。

### (3) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」又は「広告・広報」に登録されている者であること。

### (4) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (5) 本件調達の公告日から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

### (6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 実施要領の交付

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、令和8年1月5日（月）から同月14日（水）までの間に、次に掲げるインターネット鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

### (1) 交付期間及び交付時間

令和8年1月5日（月）から同月14日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 交付場所  
4の(1)と同じ

#### 4 応募手続

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課人権啓発担当

所在地 〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

電話番号 0857-26-7603 ファクシミリ 0857-26-8138

電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

- (2) 参加の表明

本プロポーザルに参加を表明する者は、あらかじめ(1)の場所へ電話連絡の上、令和8年1月14日(水)午後5時15分までに、参加申込書(様式第1号)及び参加資格確認書(様式第2号)を(1)の場所へ電子メールまたはファクシミリにより提出すること。

※本プロポーザルへの参加は、参加申込書及び参加資格確認書を上記期限までに提出したものに限る。

- (3) 企画提案書等の作成、提出等

企画提案書等は、次に定めるところにより作成し、提出すること。

ア 企画提案に必要な書類

(ア) 企画提案書(様式第3号)及び(様式第4号)

(イ) 事業実績(任意様式)

業務の名称、契約期間、契約金額、受注業務の概要を2、3行で記載。

(ウ) 見積書(任意様式)

CM作成費、SNS広告費毎に、積算内訳を必ず明記すること。

(エ) 個人情報の管理に係る申告書(様式第5号)

イ 規格・作成方法

(ア) 企画提案書、事業実績

用紙サイズは、A4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする。)とし、縦横及びページ数は問わない。

(イ) 見積書

次の注意事項に従って作成すること。

- 宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
- 見積書に記載する金額は、契約申込金額(課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額)とし、併せて、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ウ 提出期限

令和8年1月22日(木)午後5時15分まで

エ 提出部数

正本1部、副本3部 計4部

オ 提出場所

(1)の場所

カ 提出方法

持参又は郵便等による。(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)

なお、持参による場合は、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。

また、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により提出期限までに必着のこととし、併せて(1)の場所に電話連絡すること。

(4) 企画提案書等の無効

2の参加資格要件を満たさない者が提出したもの及び虚偽の記載がなされたものは無効とする。

(5) 提案者の失格

6の（2）の審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザルに関し働きかけを行った者は失格とする。

(6) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属する。

ウ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(7) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された書類はいかなる場合でも返却しない。

イ 鳥取県に提出された書類は鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上で提出すること。また、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

ウ 企画提案書等の作成、応募等に要する経費は、提案者の負担とする。

(8) 企画提案書等の作成に関する質疑応答

ア 企画提案書等の作成に当たり質問がある場合は、令和8年1月7日（水）午後5時15分までに（1）の場所へ電子メールにより提出すること。（任意様式）

イ 電子メール以外での質問は受け付けない。

ウ 質問及び質問に対する回答については、令和8年1月9日（金）までに鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>）で公開する。

## 5 プレゼンテーションの実施

(1) 日時及び場所

企画提案書等の内容について審査を行うため、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。詳細は、企画提案書を提出した者に別途連絡する。

ア 令和8年1月27日（火）（予定）（開催場所、開始時間は別途通知する。）

イ プレゼンテーションは一者につき40分程度とし、企画提案書の説明を20分以内（厳守）、質疑応答を20分程度とする。

(2) 参加資格

ア 4の（2）により本プロポーザルへの参加を表明した者。

イ 2の参加資格要件を満たす者であって、4の（4）の企画提案書等の無効要件に該当しない企画提案書等を提出し、かつ4の（5）の提案者の失格要件に該当しない者とする。

(3) 参加経費

本プロポーザルの選考への参加に係る経費は、提案者の負担とする。

(4) その他

ア 企画提案書提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

イ 説明資料は、提出した企画提案書等によるものとし、プレゼンテーション動画やサンプル映像などを表示させることも可とする。

ウ その他、プレゼンテーションの実施に係る詳細については、必要に応じて4の（1）が連絡する。

## 6 審査会の設置

(1) 審査会の名称

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）

(2) 構成人数

審査委員の数は3名とする。

## 7 評価方法

企画提案書等の評価は、審査会において、別紙「インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき行う。

(1) 各審査委員が、審査項目について評価採点し、その点数を合計することにより提案者の得点を算出、最も得点の高い者を最優秀提案者として選定する。

(2) 審査員3名の合計点が同点であった場合は、見積書の金額等も考慮した上で、審査委員の協議により決定するものとする。

## 8 審査結果の通知

(1) 審査結果は、令和8年1月下旬から2月上旬を目処に提案者全員に文書で通知する。

(2) 通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

(3) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 9 契約に関する事項

(1) 契約の締結

7により最優秀提案者として選定された者と、企画提案書等の趣旨を逸脱しない範囲内の内容の変更など、契約締結について協議を行った上で、見積書を徵して契約を締結する。

なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知

りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(3) 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 全体スケジュール

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| (1) 令和 8 年 1 月 5 日 (月)              | プロポーザル公募開始     |
| (2) 令和 8 年 1 月 7 日 (水) 午後 5 時 15 分  | 質問事項提出期限       |
| (3) 令和 8 年 1 月 9 日 (金)              | 質問事項に対する回答期限   |
| (4) 令和 8 年 1 月 14 日 (水) 午後 5 時 15 分 | 参加申込提出期限       |
| (5) 令和 8 年 1 月 22 日 (木) 午後 5 時 15 分 | 企画提案書等の提出期限    |
| (6) 令和 8 年 1 月 27 日 (火) (予定)        | プレゼンテーションの実施   |
| (7) 令和 8 年 1 月下旬～2 月上旬              | 審査結果の通知、契約協議開始 |

## 参 加 申 込 書

<ファクシミリ送付先>

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課

中村 行き

電子メール : jinken@pref.tottori.lg.jp

ファクシミリ : 0857-26-8138

令和8年1月5日付け「インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務」に係る公募型プロポーザルに参加します。

記

会社名	
代表者名	
住所	
担当者名	
電話番号	
ファクシミリ	

提出期限 令和8年1月14日(水)午後5時15分

※本申込書の提出前にあらかじめ電話連絡をしてください。

電話 : 0857-26-7603 (担当:中村)

参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、法人格を有しています。
- 3 当社は、令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であるとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」又は「広告・広報」に登録されている者であります。
- 4 当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。  
また、企画提案書の提出期限までに指名停止措置を受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 5 当社は、本件調達の公告日から本書提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。  
また、企画提案書の提出期限までに再生手続開始又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、参加資格を無効とされても異議を申し立てません。
- 6 当社は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有しています。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
役職及び氏名

(作成責任者)

所属・職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メールアドレス

(注) 6について、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者は、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式。以下「明細書写し」という。）を添付すること。ただし、県内事業所を設立して間もない場合において、明細書の写しが添付できない場合は、県内従業員数の分かる受理印のある公的資料（県内市町村へ提出した設立届の写し（受理印が押印されたもの）等）を添付すること。

(様式第3号)

## 企画提案書

令和 年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託プロポーザルについて、様式第4号を添付し提出します。

事業者所在地  
商号又は名称  
代表者名

### 【連絡先】

担当者所属・氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ファクシミ番号 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

## 企画提案書

別添インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務委託仕様書に基づくCM企画案及び広報について、具体的な実施案を記載してください。

なお、表中に掲げる項目は、特に内容を確認したい企画提案項目です。  
(別紙として別様に記載していただいて構いません)

### ＜企画提案について＞

1 CM①に関する企画提案

2 CM②に関する企画提案

3 広報

SNSの種類	表示回数	視聴回数
YouTube	回	回
インスタグラム	回	回
Facebook	回	回
TicTok	回	回
計	回	回

※他の広報媒体による広報で、効果的な広報が期待できるものがあれば、御提案ください。

(様式第5号)

## 個人情報の管理に係る申告書

鳥取県知事 平井 伸治 様

所在地  
商号又は名称  
代表者職・氏名

(連絡先)  
担当者職・氏名  
所属部署  
電話番号  
電子メールアドレス

インターネットリテラシー啓発CM制作・広報業務に係るプロポーザル方式の評価項目である「個人情報の漏えい等の有無」について、下記のとおり申告します。

### 記

- 1 過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等 有・無  
2 個人情報の漏えい等事案の概要

業務名	
発注機関名	
個人情報の漏えい等の概要及び発生原因	概要例：誤送付により、○名の氏名が漏えいした。

注) 上記1で有の場合のみ、記載してください。

複数の事案がある場合は、表を追加して記載してください。

発注機関に対し、個人情報の漏えい等事案について内容確認を行う場合があります。その場合は予めお知らせします。